

## CCUS運営母体



※建設キャリアアップシステムでは、「請負契約を結んで施工体制に事業者として登録される立場」の一人親方であれば、事業者登録する必要がある。

※CCUS登録の対象になる元請・下請事業者と技能者の範囲  
事業者は、建設業許可業者をはじめ、建設業の許可を取得していない業者や一人親方を含む全ての建設工事業者を対象としている。  
技能者は、作業員名簿に掲載される技能者を基本にしつつ、将来的には建設工事に従事する全ての技能者を対象としている。  
※事業者の登録がない場合でも、技能者登録のみを行うことは可能。  
※事業者登録において、CINET（電子証明書）の利用は必須ではない。

**複数の事業者を経由する場合の代行申請同意書**

事業者A社（三次下請）が所属している技能者Xさんについて、B社（二次下請）、C社（一次下請）を経由して、元請事業者・上位下請事業者が代行申請事業者として申請する場合は、経由するすべての事業者からも申請内容を確認する。

